

税についての作文コンテスト

全国納税貯蓄組合連合会が主催し、国税庁が後援する平成16年度中学生の「税についての作文」に、市内各中学校から260編の応募がありました。審査の結果11人の方が入選し、昨年12月に表彰を受けました。入選作品は次のとおりです(順不同・敬称略)。



西東京市長賞：井上香(青風中3年「国民のための税金」)、西東京市租税教育推進協議会会長賞：岡田紳之介(柳沢中1年「税金と僕たちの暮らし」)、東京都立川都税事務所賞：中村佳世(青風中3年「税の過去、現在、そして未来」)、多摩武蔵納税貯蓄組合連合会会長賞：佐藤可奈子(青風中3年「税の役割」)、圓谷奈津紀(青風中3年「初めて知る税の重さ」)、樋渡純(ひびりが丘中3年「今後の税制について」)、多摩武蔵納税貯蓄組合連合会佳作：池田賢斗(青風中3年「未来の税」)、後藤優姫(青風中3年「五円や十円」)、川路文也(田無第四中3年「誰が税を高くしているのか」)、橋千景(田無第四中3年「この日本を良くするならば」)、東京納税貯蓄組合連合会会長賞：篠田知佳、田無第四中3年「税について」(納税課(☎☎内線1351))

国民のための税金

青風中学校3年 井上香

私たちは普段の生活で「税金」という言葉をよく耳にする。世界中のほとんどの国に「税金」があり、税金を払うことは国民の義務になっている。しかし、日本人と欧米人とは税金に対するイメージが違うらしい。例えば、英語では税金のことを「タックス(tax)」という。これは他にも「会費」という意味があるらしい。つまり、国や地方のサービスの提供を受けるために、皆がお金を出し合っている」と欧米人は解釈している。だから、その会費が自分たちの利益につながることに使われているかどうか欧

米人は敏感である。ところが、私たちは日本人は税金に対して「払いたくないのに徴収されるもの」と解釈することが多い。日本では昔から貧しい農民たちが支配者たちに強制的に米などを徴収されていた歴史があったためだと私は考える。そして、徴収されたそれが支配者たちの生活をするためのものになったり、戦争の費用に使われたりしたことが現代人の中にも悪いイメージとして残っているのだらう。とはいえ、第二次世界大戦以後日本の税金制度は変わった。当時とは事情が違う。私たちは何も知らず中途半端な気持ちで税金を払うのではなく、「なぜ税金を払う必要があるのか」ということをきちんと考えるべきだ。では

Q 郵便受けに「無料で木造住宅の耐震診断をする」と書かれたチラシが入っていた。以前から耐震診断をしてほしいと思っていたので依頼しようと思うが、信用できるか。

消費生活相談Q&A 無料で耐震診断というが、信用できるか

A 個々の事業者の信用性については分からないことを伝え、在来工法による木造住宅とのことでしたので、家庭できると自己耐震診断方法を紹介します。心配であれば無料で診断を受けるように関係機関を紹介しました。合わせて点検商法について説明しました。点検商法とは、「無料で、屋根や床下を点検します」となどと事業者が突然訪問し、簡単な点検をした後、

「このままでは家がダメになる」と不安をもち、高額な屋根、床下工事などの契約をさせるものです。最近頻りに起きている地震のためにと言い、無料で耐震診断を行い、その後高額な耐震工事の契約を勧められる場合があるので注意が必要です。また、特定商取引法が改正され、昨年11月11日以降は、訪問販売等の勧誘時には販売目的であることを明らかにすることが義務付けられました。なお、訪問販売で契約をした場合、契約書面受領後8日間はクーリング・オフ(無条件解約)ができます。消費者センター消費生活相談室(☎25・4040)

なぜ税金を払わなくてはいけないのだろうか。四つの理由を掲げられる。

一つめは、「公需説」だ。これは道路や学校などといった公共設備を作ったり、それらの維持として利用する。私たちが安心して学校生活を送れるのもこれのおかげだ。こいつは公共設備などのために使うお金だからこそ国民が税金を払う義務を負うというのだ。

二つめは、「保険料説」だ。これは私たちがもし病気や災害にあったときのために、保険に入っておくことでその被害にあつた人に保険金が支払われるものだ。もし保険がなかったら全額が自己負担しなければならぬ。つまり、国民が生かすうえで、国や地方公共団体がそれを保護するための費用として必要だということだ。

三つめは「公益説」だ。私たちが普段の生活で無料や安い料金で利用している図書館、公園や市民センターといった公共施設のために役立つ。つまり、利益を受ける代わりに、必要な経費を税金として払うことだ。

四つめは「義務説」だ。これは日本国憲法に定められている「国務義務」ではなく、国や地方公共団体は国民の生活するうえで必要不可欠だからこそ国民は分担して税金を納める義務があるということだ。当然各人、感じ方や考え方は違うので正しい答えはないが「払う、払わない」ではなく「どのように使えばいいか」と考えることが大切だ。そして税金は国民全体で払い、国民全体のために使われるものであってほしい。

無料市民相談

Table with columns: 内容, 日 時, 場所, 問合せ. Lists various consultation services like general citizen, legal, tax, and housing.

Table with columns: 内容, 日 時, 場 所, 問合せ. Lists consultation services like consumption life, housing renovation, animal, children, and education.

▶ 予約方法 予約制の相談... 1月17日(月)から電話、または来庁にて受け付けます。相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。事前予約の必要のない相談は、開始時間から相談会場で受け付けます。